

## ハーグ条約とは

Apr. 1. 2014

国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）は、国境を越えて不法に子どもが連れ去られたり、不法に留置された場合に、その子どもの引き渡しを求めたり、子どもとの面会交流を求める場合の手續等を定めている条約です。1980年に成立し、2014年1月現在、91か国が加盟しています。

日本は、2014年（平成26年）1月24日にハーグ条約を締結する手續を行いました。条約の規定に基づき、同年4月1日から他の締約国との間で発効しています。

以下は条約全体の説明ではなく、一般的に重要と思われる情報の提供を目的とするものです。ハーグ条約に関する詳しい情報については、下記の外務省のウェブサイトをご覧ください。また、わかりやすさを優先し、正確性を犠牲にした箇所もありますので、その点もお含み置きください。

この頁を含め当事務所のウェブサイトの利用によって何らかの損害が発生したとしても、当事務所及び所属する弁護士等は責任を負いません。

（外務省のウェブサイト）

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/index.html>

## ハーグ条約のポイント

### （1）子どもを連れて帰国された方へ

2014年（平成26年）4月以降に、相手方配偶者の同意も裁判所等の許可もないにもかかわらず、ハーグ条約締約国からお子様を連れて帰国された場合、相手方配偶者はハーグ条約を利用して日本の裁判所に子どもの返還を求めることができます。

ハーグ条約では、例外的な事情を証明できない場合、原則として子どもが元住んでいた国（常居所地国）への返還が命じられる仕組みとなっています。条約及びその実施のために制定された法律によれば、例外的な事情は概ね次のとおりです（正確には、条約または法律の条文をご確認ください）。

- 子どもの年齢が16歳に達している場合
- 元いた国が、子どもの連れ去り当時、ハーグ条約の締約国でなかった場合  
※欧米諸国の多くやロシア、韓国、香港などは締約国です。これに対し、中華人民共和国、台湾、フィリピン、多くのアラブ諸国は現在のところ

締約国ではありません。詳しくは外務省のウェブサイトでご確認ください。

- 子どもが日本国内にいない場合
- 子どもの所在がわからない場合  
※日本での返還申立手続が進められないこととなります。ただし、日本の外務省（中央当局）は子どもの住所等を調査することができます
- 相手方配偶者が子どもに関して監護の権利を有さない場合
- 返還申立てが子どもの連れ去り後1年を経過した後になされ、かつ、子どもが新たな環境に適応している場合
- 相手方配偶者が子どもの連れ去りの当時、現実に監護の権利を行使していなかった場合
- 相手方配偶者が子どもの連れ去りの当時、連れ去りに同意していた場合、または、連れ去りの後に承諾した場合
- 子どもを元いた国に返還することによって、子どもの心身に害悪を及ぼすことその他子どもを耐え難い状況に置くこととなる重大な危険がある場合  
※子どもの虐待や配偶者間暴力などが考えられます。
- 子どもの年齢及び発達の程度に照らして子どもの意見を考慮することが適当である場合において、子どもが元いた国に返還されることを拒んでいる場合
- 子どもを元いた国に返還することが日本における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められない場合

相手方配偶者から返還申立てがなされますと、裁判手続はかなりスピーディーに進むこととなりますので、予め必要な証拠を入手し、特に重要なものは予め日本語に翻訳しておくなどの準備が不可欠です（特に海外に証拠がある場合、早めに入手の手配をしておく必要があります）。虐待等に起因してお子様へ何らかの精神症状等が見られるときは、精神科医または心理の専門家にご相談されるとよいでしょう。いずれにしてもお早めに弁護士に相談するなどして、対応を検討されることをお勧めします。

## （2）子どもを連れて帰国を検討されている方へ

（1）にありますとおり、相手方配偶者の同意も裁判所等の許可もないにもかかわらず、ハーグ条約締約国からお子様を連れて帰られますと、相手方配偶者はハーグ条約を利用してお子様の返還を求めることができます。返還を拒める場合はありますが（例外的な事情）、証明は容易ではありません。

従いまして、お子様の監護をめぐる紛争は、できる限り現在いらっしゃる国で解決するよう努めることをお勧めします。子どもの虐待や配偶者間暴力がある場合も、地元の警察や支援団体、病院等に相談し、その記録を残しておくことが重要です。現地の日本国領事館にご相談いただくことも考えられます。現地の弁護士に相談しておく、帰国後に証拠収集などに協力してもらえる可能性があります。最終的にはケースによりますが、現地で解決する努力を全くせずに帰国した場合、例外的な事情の証明に苦慮することになります。

### (3) 外国へ子どもを連れ去られた方へ

連れ去られた国がハーグ条約締約国でない場合、基本的にその国の裁判手続を利用して子どもの引き渡しを求めることとなります。この場合、国によって法制度はさまざまですし、実際の運用はいつそうわかりませんので、なるべく早期に相手国の弁護士に相談し、どのような方法がとれるのか、見込みはどうか、費用はどのくらいかかるのかを知ることが大切です。

連れ去られた国がハーグ条約締約国である場合、まず、速やかに日本の外務省(中央当局)に対し「日本国返還援助申請」を行う必要があります。実際の返還申立手続は相手国の裁判所で行われますので、その手続自体を日本の弁護士が行うことはできませんが、例えば、相手国におけるあなたの代理人弁護士と連携し、その弁護士が必要と考える証拠で日本国内にあるものを収集したり、条約上の要件に照らし、あなたの言い分を伝えるなどの支援をすることが可能だと思われま